

森林機能回復事業実施要領

制定 平成 27 年 3 月 31 日 付け平 26 森林整備第 1003 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日付け平 30 森林整備第 900 号
改正 令和 2 年 4 月 15 日付け令 2 森林整備第 41 号
改正 令和 2 年 11 月 2 日付け令 2 森林整備第 553 号

(趣旨)

- 第 1 この要領は、やまぐち森林づくり県民税を活用した森林機能回復事業（以下「事業」という。）を実施するため必要な事項を定める。
- 2 この事業の実施については、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）、森林活力再生対策実施要綱（令和 2 年 4 月 15 日付け令 2 森林整備第 47 号農林水産部長通知）及び森林機能回復事業補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 31 日付け平 26 森林整備第 1002 号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領による。

(協定の内容)

- 第 2 森林活力再生対策実施要綱第 6 の規定による協定の内容は、別記第 1 号様式による。
- 2 前項の協定期間は、協定締結日から 20 年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 3 第 1 項の協定書における森林所有者の記名は、原則として自筆署名とする。

(補助金の交付の決定)

- 第 3 農林水産事務所または農林事務所の長（以下「所長」という。）は、事業主体から提出された補助金交付申請書（要綱別記第 1 号様式）の内容を審査し、適当と認めるときは、別記第 2 号様式により速やかに補助金交付の決定通知を行うとともに、当該通知の写し及び当該申請に係る事業計画内訳書の写しを市町長に送付する。

(事業の実施)

- 第 4 補助事業主体は、事業の実施に当たっては、別途定める施業基準に基づき実施するものとする。

(施行地内訳書の作成)

- 第 5 交付決定通知を受けた補助事業主体は、施行地内訳書（別記第 3 号様式）を作成し、知事に提出する。
- 2 所長は、補助事業主体から提出された施行地内訳書の内容を審査し、適当と認めるときは、別記第 4 号様式により速やかに適合通知を行う。

3 前項の審査等は、次の事項に留意して行う。

(1) 事業を実施する対象森林（要綱第3条別表）については、適合確認調書（別記第5号様式）によりその内容を整理すること。

(2) 上記対象森林以外にあっても、特に必要と認められる場合にあっては、事業の対象として採択できる。

ただし、当該採択の理由について適合確認調書に整理すること。

(事業計画の変更承認)

第6 所長は、事業計画変更承認申請書（要綱別記第5号様式）の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を当該補助事業主体に対し、別記第6号様式により通知するとともに、第3に準じて写しを市町長に送付する。

(検査)

第7 所長は、実績報告書（要綱別記第7号様式）又は概算払交付請求書（要綱別記第10号様式）の提出があった場合には、森林機能回復事業検査要領（平成31年3月29日付け平30森林整備第901号農林水産部長通知）により、検査を行う。

(補助金額の算出)

第8 所長は、補助金額の算出に当たっては、別に定める標準事業費と事業主体の実行事業費を比較して、いずれか低い額により行う。

(補助金の額の確定)

第9 所長は、規則第12条に規定する補助金の額の確定通知を、別記第7号様式により行うとともに、当該確定通知の写し及び実績報告に係る事業成績内訳書の写しを市町に送付する。

(事業成績書の提出)

第10 所長は、補助金の交付を完了したときは、事業成績書（別記第8号様式）を作成し遅滞なく農林水産部長に提出する。

(転用等の届出)

第11 森林所有者又は補助事業主体が、皆伐又は森林以外の用途へ転用しようとする場合は、あらかじめ所長に協議を行った上で、転用等届（別記第9号様式）を提出する。

2 所長は、前項の転用等届が提出された場合は、その内容を審査し、公共の用に供する場合等で公益上やむを得ないものと判断される場合、補助金の返還を要しない。

3 森林所有者又は補助事業主体が、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ所長に協議を行った上で、承継届（別記第10号様式）を提出する。

(委任を受けた事務の履行確認)

第 12 要綱第 5 条の規定による委任を受けた者は、所長に補助金支払完了報告書(別記第 11 号様式)を提出する。

2 所長は、前項の補助金支払完了報告書が提出された場合は、その内容を審査し、事務の履行を確認する。

(台帳の整理)

第 13 所長は、事業を実施した森林の所在、協定者等について記入した森林整備台帳(別記第 12 号様式)を作成し、協定期間中保管する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(公益森林整備事業実施要領等の廃止)

2 公益森林整備事業実施要領(平成 17 年 9 月 1 日付け平 17 森林整備第 767 号農林部長通知。以下「旧要領」という。)及び公益森林整備事業実施要領の運用について(平成 17 年 9 月 1 日付け平 17 森林整備第 769 号農林部長通知。以下「旧運用」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 附則第 2 項の規定による廃止前の旧要領及び旧運用の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

2 この要領の施行前の要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

2 この要領の施行前の要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第2関係）

森林機能回復事業の実施に関する協定書

（目的）

第1条 山口県（以下「甲」という。）と森林所有者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、第3条に掲げる森林の有する水源かん養や山地災害防止等の多面的機能を回復させることを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

- この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。
- 乙はこの協定期間中、適切な森林の維持・管理に努めるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在等は、次に掲げるとおりとする。

| 所在地 | 林小班 | 樹種 | 林齢 | 面積(ha) | 備考 |
|-----|-----|----|----|--------|----|
| | | | | | |

（森林の整備）

第4条 甲は、乙の所有する前条の対象森林について、次の整備を行うものに対して必要な経費を補助する。

- 十分な照度による下層植生の回復を重視し、本数率で___%以上の植栽木の間伐をすること。
- 間伐した樹木を、対象森林の区域内に整理すること。
ただし、乙が自らの責任と費用で、間伐した樹木を搬出・利用する場合はこれを妨げない。
- その他前各号の内容を実施するために必要なこと。

（責務）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 協定期間中は、皆伐及び森林以外への転用は行わないこと。
なお、やむを得ず皆伐又は転用を行う必要が生じた場合は、あらかじめ甲へ書面で届け出ること。
- 甲が整備を行ったことを示す標示板等の設置を申し出たときは、乙は協

定期間中その設置を認めること。

(助言及び指導)

第6条 甲は、この協定の目的達成のため、対象森林の取り扱いについて、必要に応じて乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第7条 対象森林が、自然災害により立木その他に損害を生じた場合については、甲はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、協議しなければならない。

3 乙は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに甲に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第9条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙は、当該事業終了後の翌年度から起算して5年を経過せずに、当該施行地を皆伐する行為が生じた場合、当該補助金相当額を返還しなければならない。

2 乙は、当該事業終了後の翌年度から起算して5年を経過せずに、当該施行地を森林以外の用途へ転用する行為が生じた場合、公益上やむを得ぬ場合を除き、転用面積に応じて補助金相当額を返還しなければならない。

(乙の協力)

第11条 乙は、次の事項について協力するものとする。

(1) 甲が、ボランティアによる軽微な作業や森林体験、学習活動等に対象森林を使用することを乙に申し出たとき。

(協議)

第12条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 山口県
山口県知事

(乙) 住 所
氏 名

別記第2号様式（第3関係）

指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度森林
機能回復事業の補助金については、次の条件を付けて金 円を
交付します。

年 月 日

山口県知事

印

補 助 条 件

- 1 補助の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業主体は、この補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了後の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 当該事業終了後に当該施行地において、皆伐又は森林以外の用途へ転用する行為が生じた場合は、あらかじめ知事に書面でその旨を届け出なければならない。
- 4 当該事業終了後の翌年度から起算して5年を経過せずに、当該施行地を皆伐する行為が生じた場合、当該補助金相当額を返還しなければならない。
- 5 当該事業終了後の翌年度から起算して5年を経過せずに、当該施行地を森林以外の用途へ転用する行為が生じた場合、公益上やむを得ぬ場合を除き、転用面積に応じて補助金相当額を返還しなければならない。
- 6 知事は、補助事業主体が知事の付した条件に違反した場合には、補助事業主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 7 補助金の交付を受けた代理人は、補助金を受領したときは、当該補助金を事業主体に速やかに支払わなければならない。

(注) 補助条件の7については、代理申請の場合のみ記載すること。

別記第3号様式（第5関係）

森林機能回復事業施行地内訳書

年 月 日

山口県知事 様

申請者又は 郵便番号
その代理人 住 所
氏 名
(電話番号)

このことについて、森林機能回復事業実施要領第5の規定により、下記のとおり、施行地内訳書を提出します。

記

施行地内訳書

| 番号 | 施行地 | 所有者 | 樹種 | 林齢 | 面積 (ha) | 間伐率 | 事業費 (円) | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|------------|-----|------------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注)

- 1 「番号」は施行地ごとに一連番号を記入する。
- 2 「面積」は当該施行地の整備面積を記入する。
- 3 「事業費」は、当該事業の実施に係る経費を記入する。
- 4 「間伐率」は、間伐率区分（40%・50%・60%）の別を記入する。なお、施行地ごとに別に定める「事前調査表」を添付すること。
- 5 備考欄には、該当する森林計画の林小班を記入する。
- 6 施行地の現況が明らかとなる現地写真及び施業図を添付すること。

別記第4号様式（第5関係）

第 年 月 号
日

（補助事業主体） 様

山口県知事



森林機能回復事業施行地内訳書の適合について（通知）

このことについて、下記の計画については、補助事業要件に適合していることを認めます。

記

施行地内訳書

| 番号 | 施行地 | 所有者 | 樹種 | 林齢 | 面積 (ha) | 間伐率 | 事業費 (円) | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|------------|-----|------------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

（注）記載方法は、別記第3号様式に準じる。

別記第5号様式（第5関係）

森林機能回復事業実施適合確認調書

申請者名：

森林の所在：

| | 採択基準 | 適否 | 適否の理由又は確認方法 |
|---|--|-------------|---|
| 1 | 水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林である | 適 ・ 否 | ア 森林簿 イ 市町村森林整備計画書 |
| 2 | 私有林である | 適 ・ 否 | ア 森林簿 イ その他（ ） |
| 3 | 36年生以上のスギ・ヒノキの人工林である | 適 ・ 否 | ア 森林簿 イ その他（ ） |
| 4 | 将来的に伐採収入が期待できない森林である（道路からの距離等） | 適 ・ 否 | ア 森林計画図 イ その他（ ） |
| 5 | 長期間放置されるなど機能低下が著しい過密化した森林である（下層植生の消滅や土壌の浸食状況等） | 適 ・ 否 | ア 森林計画データ（過去10年間の施業履歴） イ 内訳書に添付された現況写真 ウ その他（ ） |
| 6 | 0.10（ha/箇所）以上である | 適 ・ 否 | ア 内訳書の添付書類（図面等） 森林簿 イ 森林簿 |
| 7 | 適用する間伐率は適切である。 | 適 ・ 否 | ア 内訳書の添付書類（事前調査表） イ その他（ ） |
| 8 | | | |

〈記載要領〉

- 1 対象森林の採択基準の内容を確認し、適・否のいずれかに○印を付ける。
- 2 「適否の理由又は確認方法」の欄は、適否判定に用いた資料等に○印を付ける。「その他」の場合は当該資料名を記入する。

別記第6号様式（第6関係）

指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度森林
機能回復事業の変更については、申請のとおりこれを承認し、補助金について
は、下記のとおり変更します。

年 月 日

山口県知事

印

記

- 1 補助金額の変更は次のとおりとする。

| 既交付決定額 | 今回交付決定額 | 合 計 |
|--------|---------|-----|
| 円 | 円 | 円 |

- 2 補助条件については、年 月 日付け指令 第 号によ
る交付決定通知のとおりとする。

別記第7号様式（第9関係）

第 年 月 日
年 月 日

（補助事業主体） 様

山口県知事



年度森林機能回復事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で報告のあった 年度森林
機能回復事業の補助金については、金 円に確定します。

別記第8号様式 (第10関係)

事業成績書

| 市町名 | 箇所数 | 面積 (ha) | 事業費 (円) | 補助金 (円) | 備考 |
|-----|-----|------------|------------|------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

別記第9号様式（第11関係）

転用等届

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名

年度に森林機能回復事業補助金の交付を受けた下記の施行地を、次の理由により森林以外の用途に転用〔皆伐〕したいので届けます。

記

1 施行地の内容

| 所在地 | 林小班 | 転用〔皆伐〕面積 (ha) |
|-----|-----|------------------|
| | | |

2 転用〔皆伐〕の理由

(注) 自筆署名とする。

別記第 10 号様式 (第 11 関係)

承 継 届

年 月 日

山口県知事

様

住 所
氏 名

年度に森林機能回復事業補助金の交付を受けた下記の施行地を、次の理由により承継したいので届けます。

記

| | |
|-----------|-----|
| 所在地 | |
| 林小班 | |
| 継承面積 (ha) | |
| 被承継人 | 住 所 |
| | 氏 名 |
| 承継の理由 | |

(注) 自筆署名とする。

森林機能回復事業 森林整備台帳

| | | |
|----------|-------|---------------|
| 事業実施年度 | | 年度 |
| 市 | 町 | 名 |
| 協定者 | 住 | 所 |
| | 氏 | 名 |
| 森林の所在 | | |
| 林小班番号 | | |
| 森林の現況 | 樹 | 種 |
| | 林 | 齢 |
| 協定面積 | 協定書 | ha |
| | 実測 | ha |
| 協定締結 | 締結日 | 年 月 日 |
| | 協定期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 補助金の交付状況 | 相手方 | |
| | 補助金額 | 円 |
| | 支払年月日 | 年 月 日 |
| 施行者 | | |
| その他 | | |
| | | |
| | | |

【添付書類】

位置図（1/50,000～1/25,000）

森林計画図（1/5,000）

施業図

協定書

完了写真